

# 四日市市資金管理運用方針

この方針は、四日市市（公営企業を含む）の公金の管理運用に関する基本方針等について、必要な事項を定める。

## 第1 資金の管理運用基本方針

資金の管理運用は、安全性（元本の確保）を最も重視し、次に、流動性（支払準備金等の確保）、効率性（利回りの追求）の順に優先度をおいて行う。

## 第2 資金の種類

この方針における資金は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金とする。なお、公営企業会計においては、資産に属する現金預金、投資及び基金とする。

## 第3 資金収支計画等の作成

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び資産に属する現金預金については、毎月、1カ月以上の期間の資金収支計画を作成する。

ただし、必要に応じて随時、当該資金収支計画を見直すものとする。

- 2 基金については、毎年度、各基金主管課と財政課が調整のうえ、可能なものについて基金収支（積立・取崩）計画を作成する。

ただし、必要に応じて随時、当該基金収支計画を見直すものとする。

## 第4 資金運用の対象

資金運用の対象商品は、次のとおりとする。

- (1) 預金（普通預金、定期預金、通知預金、譲渡性預金）
- (2) 債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）
- (3) 郵便貯金（定期貯金）

## 第5 歳計現金、歳入歳出外現金及び流動資産に属する資金の運用

- 1 預貯金による運用

- (1) 市債債務との相殺が可能な預金

預入金融機関破綻時の預金債権と借入金債務との相殺が可能な市債の借入を行っている金融機関に、原則借入額を限度として預金することができる。

- (2) 公金保護措置が講じられた預金

金融機関が保有する国債、地方債等への質権設定等により、公金に対する保護措置を特別に講じる場合には、その金融機関に預金することができる。

(3) 金融機関等の引合いまたは相対による預貯金

上記(1)(2)以外で、資金収支計画等により余剰資金が見込まれる場合には、市内に店舗を有する金融機関等への引き合い方式または相対方式により、下記の条件で預貯金することができる。

① 預託先の選定等

本市の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関のうち、下記の要件を満たす金融機関を預託先に選定するものとする。

- 〈1〉 自己資本比率は、国際業務を行う金融機関については8%以上、国内業務のみを行う金融機関については4%以上とする。
- 〈2〉 不良債権比率（金融再生法開示債権）は、10%以下とする。
- 〈3〉 格付機関による格付を取得している金融機関にあっては、A（債務履行の確実性が高い）以上の格付を取得している金融機関とする。

なお、上記の指標を含め財務状況に大きな変化が認められる場合、あるいは見込まれる場合には、預託先候補より除外するものとし、運用中の預貯金については速やかに解約するものとする。

② 預貯金の分散

リスク分散を図るため、1預入機関あたりの預託額の上限を必要に応じて設定し、特定の金融機関等に預貯金が集中しないようにする。

(4) その他の預貯金

会計管理者等が必要と認めたときは、指定金融機関またはその他の金融機関等に随意により預託できるものとする。

2 債券による運用

(1) 流動性リスク等を考慮して、満期償還日が概ね1年以下の債券により運用する。

ただし、歳入歳出外現金の内の市営住宅敷金については1年超え5年以下、公営企業会計においては1年を超える債券での運用も可能とする。

(2) 債券は、原則として満期償還日まで保有する。ただし、支払準備金が不足するなど止むを得ない場合に限り、資金の種類ごとに、資金運用全体において損失が生じない範囲で途中売却することができる。

(3) 債券の取得は、引き合い方式または相対方式のうち、もっとも有利な条件による方式で行う。ただし、同等の条件の場合は、提案内容、過去の取引実績その他の状況を総合的に判断し、証券会社等を選定するものとする。

**第6 基金の運用**

基金については、複数の基金を一括運用するものとし、その運用益は各基金の残高割合に応じて按分するものとする。

また、歳計現金において資金収支計画等により資金不足が見込まれる場合は、基金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### 1 短期（1年以下）運用

短期の基金収支計画に基づき、上記第5の歳計現金等の管理運用の例により行うものとする。

#### 2 中長期（1年を超える）運用

基金の設置目的並びに積立及び取崩の基金収支計画等を勘案し、原則として債券を満期償還日まで保有することにより、運用できるものとする。

ただし、基金目的達成のための財源としての流動性の確保や、安全性を確保しつつ効率性を向上させるために商品の入替を行う場合には、元本毀損が生じない範囲で途中売却または解約することができる。

なお、上記1および2の資金運用に当たっては、金利変動リスク回避のため、できるだけ購入・預入時期を分散するとともに、金融商品等の組み合わせにも留意するものとする。

### 第7 資金運用状況の把握

公営企業を含む四日市市の公金全体の管理運用状況の把握を行い、資金運用を行う際には常に各部局間で連絡調整を図るものとする。

### 第8 資金運用実績の公表

資金運用実績について、毎年度運用結果をとりまとめて公表するものとする。

### 第9 方針の見直し

この四日市市資金管理運用方針は、金融情勢等の変化に応じて必要があれば随時見直すほか、毎年度見直しを行うものとする。

### 第10 その他

四日市市資金管理運用方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この四日市市資金管理運用方針は、平成14年4月1日から施行し、施行日以降の新規の資金運用から適用するものとする。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、平成25年5月23日から施行する。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この四日市市資金管理運用方針は、令和2年4月1日から施行する。